

## 2016年 事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士 村尾 義顕  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発

平成28年1月1日号

### マイナンバー制度への対応(6)

#### 企業はどのような対応を行う必要があるのか？

(情報化推進国民会議 本委員の弁護士談話要約)

2016年1月から実施される「マイナンバー制度」開始に伴い必要なことは、

- ① 行政機関に提出する書類に、個人番号を記載して提出する。
  - ② そのために個人番号を集める。
- 以上の2つのみです

#### 企業が行政機関に提出する書類とは？

「社会保障」と「税」のみ。

- ① 社会保障の書類は、2016年1月から雇用保険。2017年1月から健康・厚生年金保険。
- ② 税の書類は、2016年から 従業員の源泉徴収票、取引先の支払調書(2017年の1月)を税務署に提出。個人番号を集める目的は、「行政機関に提出する書類に記載するため」だけで、その必要がないのに集めることは違法です。故意で不正に集めれば罰則もあります。

#### 誰の個人番号をいつまでに集める必要がある？

- 1) 誰の？① 従業員と配偶者、扶養親族 ② 個人の取引先(税理士・弁護士・社労士・不動産のオーナー・講師など) ③ 株主  
従業員と配偶者、扶養親族は源泉徴収票や雇用・健康保険、取引先は支払調書、株主は配当を行うタイミングで必要となります。
- 2) いつまでに？2016年1月以降入社・退社する者から必要。
- 3) 集める方法？①入社・退社の時点又は在籍者全員からあらかじめ集めておく。(在籍者全員の個人番号が実質的に必要になるのは「2016年の年末調整」(2017年1月に提出する源泉徴収票に記載)です。②任意の届出書に個人番号を記載又は番号のコピーを預かる。または、③年末に配布する平成28年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」。申告書には従業員、配偶者、扶養親族の個人番号を書く欄があります。申告書による場合の会社への提出期限は2016年の最初の給与支払い計算日まで。新規に採用する社員に対しても最初の給与支払い計算日までに同申告書を受けて番号を取得できます。(ただし、扶養控除の対象外でも健保の被扶養者になる者は個人番号が必要です。)

## 謹賀新年

旧年中は、皆様には何かとご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

年末年始休暇：12/29～1/3  
緊急連絡：090-3789-0358



#### 個人番号を集めるときに本人確認が必要です

本人確認は、「番号確認」と、なりすまし防止の「身元(実在)確認」が必要です。

既存の従業員に関しては、入社時に住民票、健康保険証、年金手帳、運転免許証などのいずれかで本人確認がなされていれば、今回は通知カードで番号確認のみ行えば、問題ありません。なお、履歴書では本人確認とは言えないので、注意しましょう。また、従業員の配偶者、扶養親族の個人番号の本人確認書類は、例外的に企業による配偶者と扶養親族の本人確認が不要となります。

#### 取引先と株主の個人番号はいつまでに？

- ①取引先については2017年の1月に提出する支払調書から記載する必要があります。よって、ほぼ1年間かけて集めれば大丈夫です。発注書や請求書を送る際に、「個人番号提供のお願い」の文章を同封するとよいでしょう。なお、法人の取引先に関してはインターネットで「法人番号」を検索できます。
- ②株主は経過措置があり、既存の株主に限り2016年から3年間の猶予があります。但し、1月1日以降の新たな株主に対しては、経過措置がありません。2016年の株主総会で配当が発生するときに必要となります。どちらにしても、取引先と株主に関しては2016年になってから時間をかけて対処しても、大丈夫です。

#### 保管体制を整える

最低限、事務取扱担当を決めて教育を行い、鍵のかかるキャビネットに保管する。無理にシステム化する必要もないので、慌てて行わなくとも大丈夫です。システムをどうするかや、顧問税理士・社労士の先生にどう預けるのかは、新年考えれば十分でしょう。個人番号は情報漏えいしてはならない情報が1つ増えただけです。これまでの社員の銀行口座などの秘密の情報を管理するのと同じように、漏えいしないようにきちんと管理すれば大丈夫です。